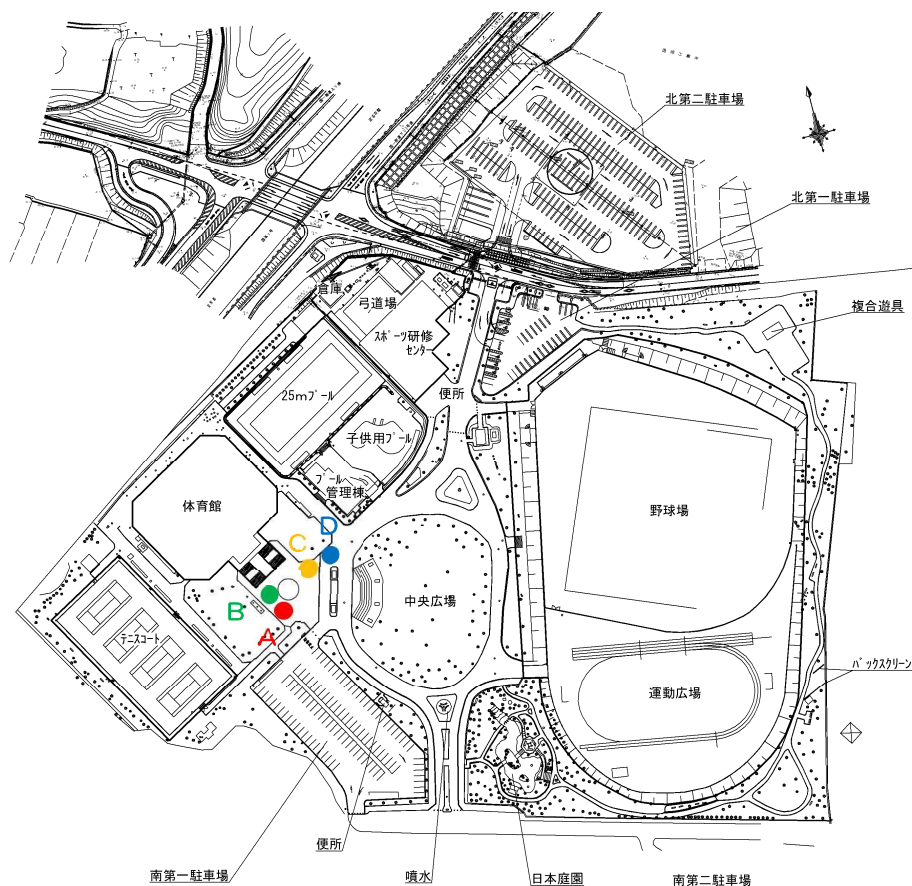


別紙 1 (設置区画)
(西野公園)



【区画 A : ●】



【区画 B : ●】



【区画 C : ●】

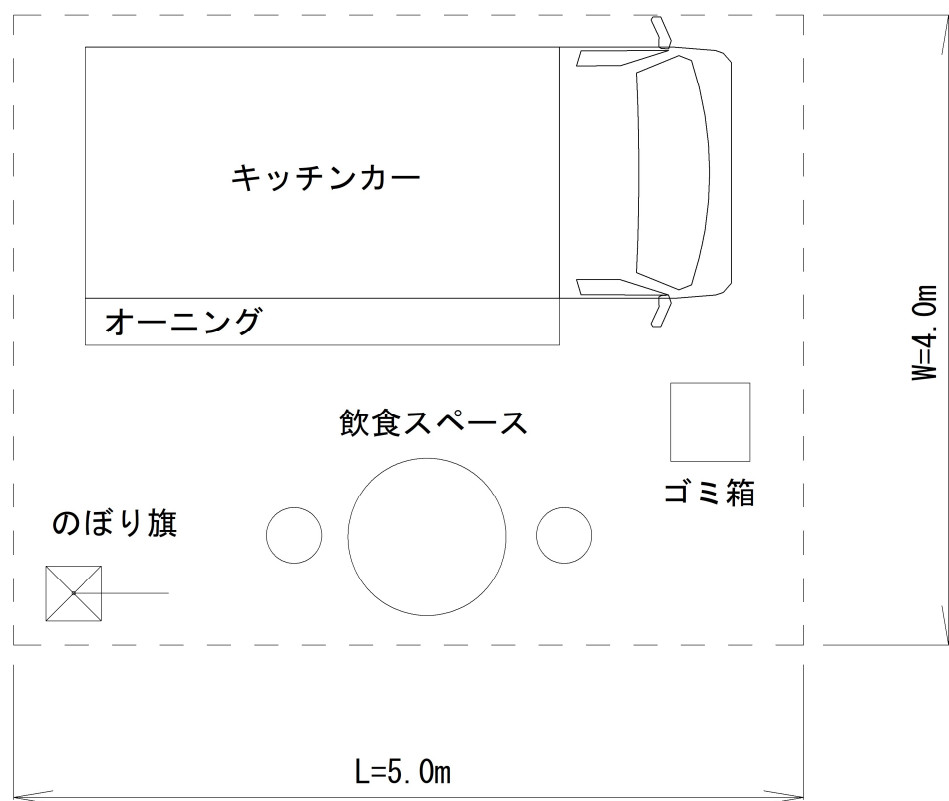


【区画 D : ●】



※区画 A・B については、体育施設利用者の通路確保のため 5m 空けること。

別紙2（設置規模）



（設置規模）

第5条 1台当りの設置面積は、20.0㎡以内（車両以外に使用する面積を含む）とし、その面積内において、ゴミ箱、オーニング、のぼり旗、飲食スペース等を設置すること。

設置面積

$$A=5.0\text{m}\times 4.0\text{m}=20.0\text{㎡}$$

設置規模は車両以外の面積を含めて 20.0㎡とし、飲食スペース等を設けない場合においても最小 20.0㎡とする。また、公園利用者への配慮から 20.0㎡以上の規模は認めない。